

国立大学法人東京農工大学物品管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学物品管理規程を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | |
|--|--|--|
| <p>国立大学法人東京農工大学物品管理規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第53号</p> <p>第1条～第16条 省略</p> <p>第17条～第30条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>国立大学法人東京農工大学物品管理規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第53号</p> <p>第1条～第16条 省略（現行どおり）</p> <p><u>(物品の共同利用)</u></p> <p><u>第16条の2 本学が管理する物品のうち別に定めるものは、物品使用者及び物品使用者以外の者に供用（以下「共同利用」という。）させることができる。</u></p> <p><u>2 前項による共同利用は有償とする。ただし、別に定める場合には、物品を無償で共同利用させることができるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定める共同利用の手續及び利用料は別に定める。</u></p> <p>第17条～第30条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> | |

附 則（23規程 第39号）

この規程は、平成23年10月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。